

国保への加入・脱退の手続きをお忘れなく

春は引っ越しや就職のシーズンです。他の市区町村への転入や転出、職場の健康保険に入ったとき、やめるときなどは、お近くの役場各庁舎の総合サービス課窓口で国保の加入や脱退の手続きをしなければなりません。これらの手続きは忘れず、早めに行いましょう。

こんなときは14日以内に届け出を！

こんなとき

- 他の市区町村から転入したとき …… 他の市区町村の転出証明書、印かん
- 職場の健康保険をやめたとき …… 職場の健康保険をやめた証明書、印かん
- 職場の健康保険の被扶養者ではなくなったとき …… 被扶養者でない理由の証明書、印かん
- 子どもが生まれたとき …… 保険証、母子健康手帳、印かん
- 生活保護を受けなくなったとき …… 保護廃止決定通知書、印かん
- 外国籍の人が加入するとき …… 外国人登録証明書

届け出に必要なもの

- 他の市区町村に転出するとき …… 保険証、印かん
 - 職場の健康保険に加入したとき
 - 職場の健康保険の被扶養者になったとき
 - 国保の被保険者が死亡したとき …… 保険証、死亡を証明するもの、印かん
 - 生活保護を受けることになったとき …… 保険証、保護開始決定通知書、印かん
 - 外国籍の人がやめるとき …… 保険証、外国人登録証明書
- 国保と職場の健康保険の両方の保険証(後者が未交付の場合は加入したことを証明するもの)、印かん

加入の届け出が遅れると

加入資格が発生した時点(届け出日ではない)までさかのぼって保険料(税)を納めなければならなくなります。また、その間は保険証がないため医療費は全額自己負担となります。

やめる届け出が遅れると

保険証が手元にあるため、うっかりそれを使って医療を受けてしまう方がいます。この場合、国保が負担した医療費は、あとで返していただくこととなります。

国保に加入するとき

国保をやめるとき

その他

- 退職者医療制度の対象となった時 …… 保険証、年金証書、印かん
 - 同じ市区町村内で住所が変わったとき
 - 世帯主や氏名が変わったとき
 - 世帯が分かれたり、いっしょになったりしたとき
 - 修学のため、別に住所を定めるとき …… 保険証、在学証明書、印かん
 - 保険証をなくしたとき(あるいは汚れて使えなくなったとき) …… 身分を証明するもの(免許証など)、印かん
- 保険証、印かん

問い合わせ 役場(千畑庁舎)住民生活課 医療保険班 ☎0187-84-4903(内線2144、2145)

介護保険事務所からのお知らせ

平成18年度からの介護保険料基準額が決定しました

介護保険制度では、介護保険事業計画を3年ごとに作成し、65歳以上の人(第1号被保険者)が負担する介護保険料を決めることになっています。

それにより、平成17年度に「第3期介護保険事業計画」を作成し、平成18年度からの新たな保険料基準額が決定されました。保険料基準額は月額2,860円から月額3,990円になります。

【保険料上昇の主な要因】

その1 高齢者人口の増加・介護保険施設や在宅サービスの充実などによる介護給付費の増加

平成15年度～平成17年度 約276億円

その2 平成18年度～平成20年度 約329億円(見込み)
介護保険制度改正による65歳以上の人の介護保険給付費の負担割合の増加

平成15年度～平成17年度 給付費の18%

平成18年度～平成20年度 給付費の19%

保険料(年額)	
23,940円	基準額×0.5
23,940円	基準額×0.5
35,910円	基準額×0.75
47,880円	(基準額)
59,850円	基準額×1.25
71,820円	基準額×1.5

保険料基準額(月額)
3,990円

(H15～H17年度の基準額：2,860円)

問い合わせ 介護保険事務所 保険管理班
☎0187-86-3911

届け出はお済みですか？

就職や退職、結婚等で加入年金の種類が変わることがあります。届け出を忘れてしまうと、

- ・将来もらえると思っていた年金がもらえない
- ・病気や事故で障害者になったのに、障害基礎年金がもらえない
- ・年金加入者が死亡したときに支給されるはずの年金(死亡一時金や寡婦年金、遺族基礎年金など)がもらえない

ということになってしまいます。届け出は忘れずに行いましょう。

こんなときは市町村の窓口へ届け出が必要です

どんなとき？	どんな届け出？	必要なものは？
退職したとき (厚生年金や共済からはずれたとき)	加入年金の種別変更の手続き (2号→1号への変更)	・年金手帳 ・退職した日付のわかる書類
配偶者の扶養からはずれたとき	加入年金の種別変更の手続き (3号→1号への変更)	・年金手帳 ・配偶者の扶養から外れた日付のわかる書類
年金の保険料を納めるのが困難なとき	保険料免除申請 (全額・半額・若年者猶予) 保険料学生納付特例申請	・印かん ・年金手帳 ・学生証または在学証明書 (学生のみ、コピー可)
年金手帳をなくしてしまったとき	年金手帳再交付申請	・印かん

※年金保険料免除申請には一定の基準がありますので、ご確認のうえ手続きを行ってください。

国民年金保険料を前納すると、保険料が割引されておトクになります。
納付期限は5月1日(月)です。ぜひご検討ください。

毎月納めた場合 → 166,320円

1年前納した場合 → 163,370円 (2,950円の割引)

平成18年度の国民年金保険料は13,860円(月額)です



大曲社会保険事務所 ☎0187-63-2294、2295

役場(千畑庁舎)住民生活課 戸籍年金班 ☎0187-84-4903(内線2146)

※税制改正の影響で住民税が課税となり保険料段階が上昇した場合には、負担を段階的に引き上げる激変緩和措置がとられます。

※介護保険料は、介護を社会全体で支える重要な財源であり、介護保険料はこの制度を支える重要な財源です。被保険者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

【第1号被保険者の介護保険料】

段階	区分(平成18年度の住民税課税状況)
第1段階	生活保護受給者か老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税
第2段階	住民税非課税世帯で本人の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円(年間)以下
第3段階	住民税非課税世帯で本人の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円(年間)を超える
第4段階	本人が住民税非課税(世帯内に課税者がいる)
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上